



1,000分の6 被保険者負担と言うことになります。  
\* 平成19年3月までは雇用三事業だったのですが、雇用福祉事業が  
廃止され雇用安定事業、能力開発事業の「雇用二事業」となっています。

## ● 労災保険料率の改定

労災の保険料率を決めるのもやはり厚生労働大臣です。  
労災保険の適用を受ける全ての事業の、過去3年間の業務災害、  
通勤災害、二次健康診断に要した費用、労働福祉事業(被災労働者の  
社会復帰、援護や安全衛生に関する事業等です)に要した費用等を  
考慮して決定しています。

**平成17年度までは**、51の事業毎に保険料率が定められ

最低 その他の各種事業 1000分の5

最高 水力発電施設、ずい道等新設事業 1000分の129

\* 水力発電施設はダム、ずい道はトンネルのことです。

でした。

が、**平成18年度から**労災保険料率が見直され、54の事業で

最低 その他の事業の通信、放送、出版、新聞金融、保険、不動産業の  
1000分の4.5

最高 水力発電施設、ずい道等新設事業 1000分の118

となりました。

この保険料は会社が支払うもので、労働者の負担はありません。  
ですので、労災は「保険」ではありますが、保険料を支払っている人が  
給付を受けるという制度ではないので、「被保険者」という概念はありません。

そして、この労災保険の保険料率の改定のしくみ、これで終わりでは  
ありません。

ある一定規模以上で、一定要件をクリアした会社の場合、過去3年間の  
収支率(大雑把に言うと支払った保険料に対する保険給付の割合)  
によって、保険料率が40%の範囲内で上げられたり引き下げられったりする  
メリット制という制度があります。

## ● 西尾の解説

よく「労災隠し」という、事業主による犯罪が問題化しているケースがあります。  
事業主が、労災を申請すると保険料が高くなるから！という理由で労災の  
申請を渋ったり、拒否したりするケースです。

この「労災隠し」ですが、メリット制を誤解しているケースもあるようです。

\* 勿論、建設業界等の「労災隠し」はメリット制だけが原因ではありませんが。

20名を超えない事業であれば、そもそもこのメリット制の対象になりませんし、  
20名以上100名未満でも、一定の危険率の高い会社を対象です。

100名以上の従業員を抱える会社は、メリット制の対象にはなりますが、  
通勤災害は含まれませんし、深刻な大規模業務災害でない限り保険料率  
が大幅に高くなったりはしないと思うのです。

それより、一所懸命働いたのに労災を認めない事業主さんでは、従業員の  
士気の低下を招きます。

そこを事業主さんにはお考えいただきたく思います。

---

## ★トピックス～年末調整の季節が～

もうすぐ、年末調整のシーズン、12月です。

生命保険等に加入なさっている方には、年末調整用の保険料証明等が  
送られてきているはずですよ。

今年の年末調整、去年までとちょっと変わっています。

この年末調整ですが、平成11年～平成18年まで続いていた定率減税が今年から廃止されています。

また、平成19年分の所得税から税率構造が5%～40%の6段階となっています。所得が高い人ほど、税率が高くなります。

また、地震保険も控除対象になりました。

会社員は収入がガラス張りです。

簡単に取れるところから取るのはいいい加減止めて欲しいですね。

詳しくは国税庁のWEBサイト

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/gensen/nencho2007/01.htm>

平成19年分年末調整の仕方をご参考になさってください。

~~~~~編集後記~~~~~

伊勢のおかげ横丁ですが、赤福のCMで見て一度行ってみたいと思っていました。

一企業が、地元のために観光スポットを創造、地元も自分の企業も盛り立てるというサクセスストーリーが偽装の上に成り立っていたことに暗澹たる思いです。

「赤福」で働く方、また赤福関連で生活しておいでの方のためにも

会社は反省し、一から出直して欲しいと本当に思います。

~~~~~

\*\*\*\*\*

#### 年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 & 年金コンサルタント  
西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メール[info@nishio-sr.com](mailto:info@nishio-sr.com)

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

\* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 \*

\*\*\*\*\*

-----  
働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム: 『まぐまぐ!』 <http://www.mag2.com>

配信中止はこちら <http://www.mag2.com/m/0000180112.html>  
-----

